

平成30年度

第10回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：平成31年2月27日（水）午前10時00分～午前11時29分

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 S6会議室

## 議 事

### (1) 「武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業」の新設について

○松波会長 まず、小金井市の「武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業」における武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合による新設の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では、着席にてご説明申し上げます。

審議案件の概要、「武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業」の新設についてご説明申し上げます。

資料1の1ページ、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年8月16日、設置者は武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合、店舗の名称は武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業、所在地は東京都小金井市本町六丁目1910番ほか、小売業者名は未定での届出となっております。

新設する日が平成32年6月1日、店舗面積は5,378平方メートルでございます。

駐車場は、店舗地下1階、平面自走式が108台、機械式タワータイプが70台の合計178台分を確保いたします。立地法指針の計算による必要駐車台数171台を上回る措置となります。施設全体としましては、このほかにクリニックなどの物販店以外の商業施設用として18台分、こちらは店舗用と同じ機械式タワーを利用いたします。その他住宅用は商業とは区分をしております、261台分の駐車場を別に設けることとしております。駐車場の出入口は店舗1階西側1カ所のみとなります。こちらは住宅用、搬入用途の車両も共用いたします。自動二輪車専用駐車場は10台分設けます。場所は地下1階となります。

駐輪場は、店舗1階西側に266台、店舗1階東側に177台、地下1階に原動機付自転車用として13台、合計456台分を設置いたします。小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例に基づく必要駐車台数443台を上回っております。

荷さばき施設は、店舗地下1階に3カ所、合計で面積416平方メートルの施設を設けております。使用時間帯は24時間となります。

廃棄物等の保管施設ですが、店舗地下1階2カ所に合計容量37.04立方メートル分を確保いたします。指針に基づく排出予測量の33.16立方メートルに対し充足してお

ります。

開店及び閉店時刻は、開店時刻が午前7時、閉店時刻はフロアごとに異なりまして、1階が午前0時、2階、3階が午後10時の閉店と届け出られております。なお、1階に出店予定のコンビニエンスストアのみ24時間営業を予定しております。

駐車場の利用時間帯は24時間となります。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗はJR中央線「武蔵小金井駅」の南約125メートルに位置しております。店舗敷地及び周辺の用途地域ですが、店舗南側、都道を挟んだ隣地の一部が第一種住居地域、その他は商業地域となっております。店舗東側は、私道を挟んで住居、店舗が立地、東南方向の一部集合住宅及び店舗は隣接しております。西側は市道を挟んで駐車場及び集合住宅が立地、南側は、都道（連雀通り）を挟んで小金井市役所第二庁舎、集合住宅等が立地、北側は、市道を挟んで商業施設・ホール等複合ビルが立地するという環境となります。この店舗北側の複合ビルですが、昨年9月開催の本年度第5回審議会にてご審議いただきました「（仮称）武蔵小金井駅南口第1地区再開発ビル」でございます。第5回の審議の際の資料から抜粋したものを今回添付しております。

3、説明会についてですが、平成30年9月7日（金）午後7時から午後8時まで、小金井宮地楽器ホールで行われまして、出席者数は43名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、小金井市の意見を平成30年11月30日に受理しておりますが、意見はございませんでした。

資料1、3ページをご覧ください。法8条第2項の規定に基づく意見書の提出がございました。平成31年2月1日に受理しております。3ページ、4ページが寄せられました意見書の写し、5ページ、6ページがこれに対する設置者からの回答となります。意見書につきましては、先に委員の皆様方にお伝えしておりますので、ここでは意見の内容のみ読み上げとさせていただきます。

「武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業の届出では、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばき可能時間帯については24時間とされているが、駐車場を利用することができる時間帯については午前9時30分から午後11時30分、荷さばき可能時間帯については午前9時から午後8時とされたい。」

これに対する設置者の回答です。読み上げます。「駐車場利用時間について、従前から

の地権者がコンビニエンスストアを営業していたことから、同店の入店を想定して駐車場利用時間を24時間としておりますが、この他のテナントの営業時間につきましては、深夜時間帯を避け、午後9時、飲食は午後11時までとするよう調整しております。今後、テナントとの業務調整や繁忙期等で上記の時間を超えて営業する可能性はありますが、コンビニエンスストア利用客の車両以外は深夜時間帯に及ばないよう営業時間を調整し、静音に努めてまいります。なお、駐車場の出入口が住宅と兼用となるため、居住者の車両は24時間入出庫となりますことをご理解願います。

荷さばき時間変更要望について、コンビニエンスストアのみ深夜時間帯における荷さばきが必要となりますが、他店の荷さばきには午前6時から午後8時までで設定することとし、深夜帯の騒音等の発生を極力抑えるよう調整いたします。あわせて低速走行を徹底するよう指導を実施し、静音に努めてまいります。」

意見に対する回答は以上のとおりとなります。

このほか、意見書には、3、理由の欄にも幾つか要望が記載されておりました。こちらの要望事項に対しましても設置者から回答がございましたので、続けて読み上げます。

「ヘッドライトについて、ヘッドライトの照射の軽減につきましては、西側住民の方々のご要望に可能な限り対応するべく協議を実施しております。現在検討を進めている対策は、以下のとおりとなります。①車路出口付近にすだれを垂らすことで、照射量を抑える。②出口をマウントアップさせ、出口付近でヘッドライトが下に向くようにすることで、ライトが直接当たらないようにする。

朝の通学時間帯について、小金井第一小学校の通学路に指定されている敷地北側道路は来客車両及び荷さばき車両が通行しない計画としておりますが、駐車場出入口のある西側道路でも通学児童の姿をお見かけしております。荷さばき車両のドライバーには児童が通行することを周知徹底し、安全確認を十分にした上での敷地内への入出庫を指導いたします。また開業後、通学児童の増加など現状の道路環境に変化があった際には、交通整理員の配置など、別途対策を検討いたします。

以上、対策を講じてまいります。周辺住民の方からさらにご意見等を頂戴した場合には真摯に対応いたします。」

公告による申出者の意見等に対する設置者からの回答は以上となります。

続きまして、資料2、東京都大規模小売店舗立地協議会への意見照会の結果に移りま

す。意見はございませんでしたが、環境局より要望として付言がございました。資料2の2ページ、協議経過をご覧ください。

要望事項は、「大規模小売店舗立地法の指針及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める騒音の基準を遵守すること」となっております。この要望ですが、先ほど資料1の2、周辺的生活環境等のご説明で少し触れましたが、店舗南側にて第一種住居地域に接していることから、隣地で24時間営業を初めとする深夜帯に及ぶ営業活動を行う本店舗に対し、静音について注意喚起を行う趣旨のものととなります。店舗南側には空調室外機と設備機器の設置がございます。

この要望に対する設置者からの回答は次のとおりとなります。「店舗南側の第一種住居地域側には、防音壁、防音ルーバーを設置し、周辺的生活環境へ配慮いたします。また、オープン後は設備機器の定期点検を実施して経年劣化による騒音発生の防止など静音に努め、大規模小売店舗立地法の指針及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める騒音の基準を遵守いたします。駐車場出入口の前面において来客車両及び荷さばき車両の走行音の夜間最大値が基準値を超過しております。対策として荷さばき車両には低速走行を徹底、来客車両に対しては低速走行を呼びかけるなど騒音の低減に努めます。また、周辺住民の方より騒音に関するご意見をいただいた場合には誠意を持って対応いたします。」この内容で環境局からは了承を得ております。

以上で事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただ今の事案についてご審議をお願いいたします。

中西委員、ございますか。

○中西委員 基本にご意見に対して対応されようとしているふうには認識したんですけども、資料1の6ページの、特に朝の通学時間帯のところの回答で、最後に交通整理員の配置など、別途対策を検討しますと。今後の課題のように書いてあるところを若干確認したくて、通学時間は少し気になるんですけども、現状、そこに交通整理員を置く計画になっていないという理解ですか。

○宮崎課長代理 現状では置く計画にはなっておりません。

○中西委員 そうですか。特にスタートアップの認識というか、開業後しばらくの間は心配なので、そこについて特にご注意するようには私からも要望したいなという気がいたします。

○宮崎課長代理 設置者に伝えたいと思います。ありがとうございます。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 同じようなところですけども、環境局の要望も、こちらの意見書もそうですが、その中で、低速走行を徹底するというご回答があるんです。実際に低速走行を徹底するように指導なさる具体的な指導策みたいなものがありましたら、教えていただきたいのが1つと、あと、43名の方がご出席になっているんですけども、このご意見があった方以外にどのような意見があったのかを教えてください。

○宮崎課長代理 荷さばきについては事業者には直接注意をすることができますので、そちらについては低速走行を徹底するように直接指導いたします。あと、来客者の方々等につきましては、場内の掲示等になるということになりますので、呼びかけという位置づけになるかと思います。

○伏見担当課長 昨年9月に行われた説明会の中では、住民の方からは、テナントの営業時間の話ですとか、意見書の中にも出ておりますけれども、駐車場出場時に車のヘッドライトがマンションに当たるという話ですとか、24時間営業でコンビニが入ると、駐車場の利用時間帯も24時間となり、住民の安眠が妨害されるといったご意見ですとか、あとは周辺の道路に関して、一方通行の方向の問題などが意見として出されております。設置者からは、それぞれ対応いたしますということでご回答申し上げ、ご理解をいただいていると報告を受けております。

○新田委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 まず簡単なことですが、すだれをかけると書いてありますでしょうか。私、見たことがないのですが、駐車場から上がってくるときに、すだれってどんなものなんですか。

○伏見担当課長 形状等はまだはっきり決まっていらないようですが、よくあるのはすだれ状のゴムをかけておく形で、一定程度の方向の光は遮断するものなのかと思います。具体的にどういうものを設置するかというのはまだ検討中なので、今の段階ではわからないということです。

○吉田委員 43名の方が説明会においでになったということが書いてありますので、周辺の方にもいろいろな不安とか不満とかおありになるかと思うんです。ですので、すだれ

とかというのも、私どもはちょっとよくイメージがわからなくて、これからも周辺住民の方の意見をいつでも出せるような場の確保が必要かなと思うんです。それについては設置者からどんな案が出ているのでしょうか。

○伏見担当課長 特にすだれに関係しますヘッドライトの問題等につきましては、設置者からは、住民の方々のご理解を得られるまで協議を続けて、解決に努めてまいりますと明確に報告を受けております。公式の説明会という場は法律上もうないんですが、そういう形で住民の方と協議をきちんと続けていきますということで聞いております。

○吉田委員 意見をすぐに出せるような場はあるんですか。例えばネット上に、ホームページの中に意見をお寄せくださいとか、どういう形でこういうことをやっているのか、私、ちょっと具体的にわからないんですけれども、知らないうちにこうなっちゃったとか、これは計画地が第2地区ですから、駅にもうちょっと近いところには——まだオープンしていないんですか。

○伏見担当課長 これはそうです。まだオープンしていません。

○吉田委員 第5回審議案件で出たところはまだ開業していませんか。

○宮崎課長代理 第1地区は既にオープンしております。

○吉田委員 ですので、第1地区等も含めて、住民の方から意見とか、これはこうしてほしいとかという要望とか、そういうものの窓口はどんなふうに確保されているのか、何かご存じでいらっしゃいますか。

○伏見担当課長 大店立地法の制度上は、現在ご報告申し上げます法定の説明会ということになりますので、制度の中での説明会はこれで終了ということになります。ただ、先ほど申しましたように、設置者の方では、住民から様々な意見が寄せられている中で、どのように対応していくかということについて、適宜協議を進めていきますと申し述べております。その協議の中で住民の方の意見を反映した上で、理解が得られるようにきちんと対応するという事になるかと思えます。

○宮崎課長代理 以前、設置者からは、設置者の再開発組合の中に周辺の住民の方々からのご意見を受けるような部署はあるように報告は受けておりましたので、そちらが中心になって対応はしているものと思えます。

○吉田委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 2点だけ確認させてください。

1点目は、先ほどと重なるんですけども、環境局に回答した低速走行ですが、これは敷地の中で掲示をしてもほぼ効果がないと交通の専門としては思っているんです。現地の道路上の制限速度、あるいは道路上にイメージハンプ等、そういうような処置をするのかしないのか、そこをちょっと教えていただけますでしょうか。低速走行をと呼びかける場所ですが、該当する道路は市道41号と理解していいですか。

○宮崎課長代理 低速走行を呼びかけるのは場内です。地下に駐車場がございますので、基本的に騒音源となるところが周辺の道路よりも出口付近を……。

○森本委員 敷地の中ということですか。

○宮崎課長代理 はい、そうです。出口付近を想定しております。

○森本委員 そうすると、敷地の中に制限速度の、例えば時速20キロ以下で走行してくださいとか、20のマークをつけるということですね。

○宮崎課長代理 はい、そうです。

○森本委員 わかりました。

それともう1点は、交通絡みで、交通検討書の33ページに、数値上、一部規定の混雑度を超える場所があるということで、対策を施しますということですが、これは道路の拡幅等、現状の一部をいじくるという話がかかれていっているんです。これは道路管理者及び交通管理者との協議は済んでいると理解してよろしいですか。

○伏見担当課長 道路の拡幅につきましては、この再開発事業と絡めまして拡幅が行われるということで、再開発事業の完成とほぼ同じ時期ぐらいで拡幅はできると想定しております。信号現示の方は、設置者が警察に要望しているという状況でございます。

○森本委員 なるほど。状況を見て、では、こういう渋滞が発生した場合は、それを要望していくということですか。わかりました。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 この施設の一部に24時間営業の店舗がありまして、駐車場も24時間利用可能ということになっています。駐車場においては、大店立地法にかかわる178台以外に279台の駐車場が商業用とか住宅用として設置されています。この279台は大店立



地法にかかわる騒音からは外れてしまいます。駐車場などは地下にありますので、近隣への騒音の影響は出入口部になると思うんですけれども、店舗開業後に近隣から騒音に対する苦情などがありましたら、店舗は迅速な対応をお願いしたいと思います。

○伏見担当課長 設置者に伝えさせていただきます。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 中に入るものが、スクールというのが幾つか入っているのがどういうものかなというのを教えていただけますか。

○伏見担当課長 附帯施設の入店予定につきましては、現時点でははっきり決まっていないということで、こちらはその状況について把握してございません。

○上野委員 ちょっと気になったのが、通学児童に対して配慮するということは書かれているんですが、これは子供が通う施設がここに入ってくるということになってくると、学校に行かない子供だからとかということではなくて、そういう出入りに対しての安全なんかもぜひご配慮いただきたいなということでお願いしたいと思います。

○宮崎課長代理 設置者に伝えさせていただきます。ありがとうございます。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 荷さばきの時間についてちょっと確認させていただきたいんですけれども、資料1の6ページのところで、今回出た意見への対応として、コンビニ以外は荷さばきを午前6時から午後8時までに設定するという回答を得ていて、今回の届出書の荷さばき時間の14ページから16ページを見ますと、恐らく14ページの深夜ぐらいにあるのがコンビニの荷さばきのように思うんですが、6時から荷さばきがあるという計画にはなっていないように見えるんです。ここは今回の意見を受けて、14ページから16ページの計画に変更が加わるということなんでしょうか。

○宮崎課長代理 そのようにご理解いただければと思います。

○一ノ瀬委員 そうすると、多分届出書の段階だと、朝一番早いのは午前8時からだと思うんですけれども、これは午前6時に早めるという理解でいいんでしょうか。

○宮崎課長代理 荷さばき施設1の部分の夜中の2時から5時までの間の3台を減らすというところで、6時台以降にずらしたような形になります。ですので、真夜中の荷さばきを避けるために、逆に早朝時間帯についてはどうしても荷さばきが発生してしまうという状況になります。

○一ノ瀬委員 わかりました。そういう内容は、意見が出てきた地域の方には、深夜を抜かして朝早くするのはご説明をされているということになるのでしょうか。

○宮崎課長代理 こちらは今回の意見に対して回答を寄せられたということですので、そのところで住民の方々に説明がいつているかどうかというところは、申し訳ございません、把握はしておりません。

○一ノ瀬委員 今回、騒音とか出ているので、できればそういうことも周知されたほうがいいのではないかとというのが意見です。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 意見と確認させていただきたいことが合計3点あるんですけども、今のご意見、ご質問に関連して、コンビニエンスストアの荷さばき施設がどこにあるのかという点で、まず29ページの荷さばき施設1というところでしょうか。

○宮崎課長代理 荷さばき施設の利用計画でございますが、3カ所ある荷さばき施設のどこをどのような店舗が使うかという具体的なところまでは、まだ計画というか、調整中の段階と聞いております。ただ、荷さばき施設2と3につきましては、繁忙時間帯の補完のような使い方をされることを想定されているようですので、他の荷さばきがない場合には1をメインに使うような形にはなるかと思えます。

○野田委員 29ページは上が北ですよね。方向は同じなんですね。つまり、荷さばき施設1は東側にあるという理解でいいんですか。

○宮崎課長代理 はい。

○野田委員 わかりました。そうすると、マンション側ではないということですかね。

コンビニがどこかというのもまだ現段階ではわからないんですよ。

○宮崎課長代理 こちらは住宅エリアに近いところになります。31ページ、1階平面図をご覧くださいますと、中央部分、店舗102とある部分がコンビニエンスストアの想定となっております。ですので、住宅棟の真下ということになるかと思えます。

○野田委員 店舗102、すみません。

○宮崎課長代理 中央部分ですね。コミュニティ広場の右側から店舗101、102になります。

○野田委員 そうなんですね。わかりました。

コンビニの来客についても、駐車場は地下の同じ駐車場を使うということになるんです

か。

○宮崎課長代理 そうなります。

○野田委員 わかりました。今のは確認だけです。

それと2つ目ですけれども、交通なんですけど、今の31ページの図を見ますと、入り方と出方はもう決まっています、これは多分片側1車線の道路だと思うんです。左側といいますか、下といいますか、南から進行してくる車がこの駐車場に入ることはできないという理解でよろしいんですね。

○宮崎課長代理 入店経路を設定してございますので、右折での入庫はさせないようなつくりになります。

○野田委員 わかりました。そうすると、北側は第1地区再開発ビルがあると思いますので、北側については、もしたくさんの車が駐車場の入庫待ちをしても、大きな支障がないというか、住宅側には面していないという理解でよろしいんだと思いますが、それでいいんですね。北側は第1地区再開発ビルなので、ここに住居はないという理解でよろしいんですね。入庫待ちの車が待つ場合には、北側の道路沿いにずっと列ができるという理解ですね。そこまで混むかどうかはわからないんですけれども。

○宮崎課長代理 店舗の北側の一方通行路につきましては、来店の経路には使わせない計画としております。27ページに来店帰宅経路図というものがございまして、こちらをご覧いただきますと、店舗の西側のほうから来店するような経路を想定しております。ですので、北側の一方通行路に滞留が出ることはないかとは思いますが、ただ、基本的には滞留がないように設計するのが原則になっておりますので、万が一滞留が出るようなときには、逆に設置者に対応をお願いしなければいけない状況になるものと考えております。

○野田委員 そうすると、万一滞留する場合には、本町6と書いてあるところのマンションの北側に滞留することになるということですね。

○宮崎課長代理 はい。あと、北側の部分については第1地区のスーパーマーケットが入っております、スーパーマーケットの駐車場の入口等もこちらに設置されておりますので、ある程度の車の流れは要るということで、逆に第2地区のためにここに滞留させるような運用にはならないものというか、逆にこのような運用をしていただければ困るという指導になってくるかと考えられます。

○野田委員 わかりました。ありがとうございます。

それと、最後に意見ですけれども、8条2項の意見が今回出たわけですが、法律によりますと、意見を出せるというだけであって、それに対して、さらに何ができるということにはなっていないので、対応についてさらにもっと強い意見がある場合には、別の法的な手続を住民としては考えなくちゃいけないということだと思います。貴重な意見をいただいているので、やはり真摯に対応して、継続的にコミュニケーションをとっていききたいと思います。

○松波会長 それでは、審議会としましては、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松波会長 それでは、「武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業」における武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合による新設の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、小金井市の意見がないことと、公告による申出者の意見への配慮の状況、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を総合的に判断して意見なしとすることを決定いたします。

設置者には申出者からの意見等に対する回答にて述べられた内容を着実に実施するとともに、検討事項とされた事項についての対策を進め、周辺地域の生活環境の保持のために適切な配慮を行っていただきたいと思います。

## (2) 「ノジマ青梅インター店」の新設について

○松波会長 続きまして、青梅市の「ノジマ青梅インター店」における株式会社ノジマによる新設の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では、事務局よりご説明申し上げます。

冒頭からで大変恐縮ですが、届出書の30ページ、廃棄物保管容器詳細図に追加がございます。お手元の資料に挟み込ませていただいております。なお、こちらは数字などに間違いがあるというものではございません。ご確認、よろしくをお願いいたします。

では、審議案件の概要、「ノジマ青梅インター店」の新設についてご説明申し上げます。

資料1の7ページ、1、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年8月20日、設置者は株式会社ノジマ、店舗の名称はノジマ青梅インター店、所在地は東京都青梅市新町六丁目16番11ほか、小売業者名は株式会社ノジマほか1者でございます。

新設する日が平成31年4月21日、店舗面積は2,738平方メートルでございます。

駐車場は敷地北側に107台分を確保いたします。立地法指針の計算による必要駐車台数の105台を上回るものとなります。駐車場の出入口は、敷地北側に入口専用、出口専用各1カ所の計2カ所を設置いたします。自動二輪車専用駐車場は2台分設けます。

駐輪場は、敷地北側に20台、敷地北西側に20台、敷地北東側に39台の合計79台分を確保いたします。青梅市では駐輪場の附置に関する条例等がございません。このため、店舗35平方メートル当たり1台、これは立地法指針において参考値として挙げられている数値ですが、これを用いて79台としております。

荷さばき施設につきましては、テナントごとに設ける計画としておりまして、敷地の東側に41.55平方メートル、敷地の西側に30.25平方メートル、合計面積72平方メートル分を設けます。使用時間帯は、荷さばき施設NO.1が午前7時から午前8時まで、荷さばき施設NO.2が午前8時から午後10時となります。

廃棄物等の保管施設もテナントごとに設けております。店舗1階東側と西側に分けて設置し、合計容量14.48立方メートル、指針に基づく排出予測量合計の12.76立方メートルに対し充足しております。

開店及び閉店時刻は、午前10時の開店、午後9時の閉店で、駐車場利用時間帯は午前9時30分から午後9時30分までとなります。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗は、JR八高線「金子駅」の南西約2,100メートル、首都圏中央連絡自動車道、圏央道青梅インターより約200メートルの位置にありまして、店舗敷地及び周辺の用途地域は工業地域です。届出書20ページ、図-2、周辺見取図でご確認いただけますが、東側、敷地境界から数10メートル、都道を挟んだ先は市街化調整区域となっております。届出書中、市街地調整区域となっております。誤字の訂正をさせていただきます。申し訳ございません。店舗東側及び南側は工場が隣接、西側は商業施設が隣接、北側は市道を挟んで工場及び事業所が立地といった周辺環境となっております。

3、説明会についてですが、平成30年9月28日（金）午後7時から午後7時25分まで、新町市民センターで行われまして、出席者は4名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、青梅市の意見を平成30年11月30日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、東京都大規模小売店舗立地協議会への意見照会の結果ですが、こちらも全て意見なしとなっております。

以上で事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

中西委員、ございますか。

○中西委員 ございません。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 ございません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 ありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松波会長 それでは、「ノジマ青梅インター店」における株式会社ノジマによる新設の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、青梅市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定いたします。

### (3) 「(仮称)マルエツ水道町店」の新設について

○松波会長 続きまして、新宿区の「(仮称)マルエツ水道町店」における三晃印刷株式会社による新設の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では、審議案件の概要、「(仮称)マルエツ水道町店」の新設についてご説明申し上げます。

資料1の9ページ、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年9月6日、設置者は三晃印刷株式会社、店舗の名称は(仮称)マルエツ水道町店、所在地は東京都新宿区水道町29ほか、小売業者名は株式会社マルエツほか1者でございます。

新設する日が平成31年5月7日、店舗面積は1,110平方メートルでございます。

駐車場は店舗1階に33台分を確保いたします。立地法指針の計算による必要駐車台数の33台と同数となります。駐車場の出入口は敷地南西側に1カ所設けます。自動二輪車専用駐車場は2台分設置いたします。

駐輪場は、店舗1階の北側に46台、南西側に24台、合計70台分を確保いたします。新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例に基づく必要駐輪台数は72台ですが、新宿区条例では自動二輪車用を含めて駐輪台数としておりますので、自動二輪車用の2台を合算いたしまして、条例の必要数と同数を確保していることとなります。

荷さばき施設につきましては店舗1階の南東側に140平方メートルの施設を設けます。使用時間帯は午前6時から午後11時までとなります。

廃棄物等の保管施設も店舗1階の南東側に設けて、容量5.99立方メートル、指針に基づく排出予測量合計の5.17立方メートルに対し充足しております。

開店及び閉店時刻は、株式会社マルエツが24時間営業、薬店が午前9時開店、午後10時閉店、駐車場の利用時間帯は24時間としております。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗は東京メトロ有楽町線「江戸川橋駅」の東約100メートルに位置しております。店舗近隣の用途地域は、店舗北側の都道8号（目白通り）沿いが商業地域となっておりまして、その周辺は主に準工業地域となっており、店舗から八方位で見たときの北西方向、角のはす向かい方向のみ近隣商業地域という状況になります。当該店舗は目白通りに面しておりますので、敷地の用途地域は商業地域と準工業地域にまたがっております。準工業地域が72%、商業地域が28%となります。東側はマンション及びオフィスビルが隣接、西側は区道を挟み店舗及び駐車場が立地、南側はマンション及び住居が隣接、北側は目白通り、通りに沿って神田川が流れており、川の上は首都高速5号池袋線の高架、川の向こう側はオフィスビルや住居が立地といった周辺環境となっております。

3、説明会についてですが、平成30年10月31日（水）午後7時から午後8時40分まで、測量年金会館2階大会議室で行われまして、出席者数は19名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、新宿区の意見を平成30年12月12日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、東京都大規模小売店舗立地協議会への意見照会の結果ですが、こちらも全て意見なしとなっております。

以上で事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

中西委員、ございますか。

○中西委員 ちょっと確認ですけれども、届出書の22ページ、図3の、南側に住居があるということで少し慎重に見たいんですが、これは完全に屋内で、建物の南側は壁になっているということですね。1階が柱で上がっているだけじゃなくて、ちゃんと塞がっているという理解でいいんでしょうか。緑地に面しているところが壁になっているかどうかということですが、壁がある絵ですよ。

○宮崎課長代理 南側面についてはございます。道路側については抜けているような形です。

○中西委員 そうですね。わかりました。

ちょっとこれも確認ですけれども、出席者は南側に住んでいるような人たちが多かった



ということでしょうか。

○宮崎課長代理 南側の方もいらっしゃったかと思いますが、周辺広く住民の方がいらしたようです。

○中西委員 その反応がもしわかれば教えてください。

○宮崎課長代理 説明会の概要でございますが、深夜営業があるということで、何時からやるのかということとか、あとは、直接的には近隣の方は、路地から区道に出るところの丁字路で、駐車場との入口と近いので、その部分を気にされるということで、安全対策をどうするかというご質問と、あとは騒音の関係、あと小学校の通学路が前面道路にございますので、その関係で学校には説明しているかとかいう内容のものもございました。

○中西委員 わかりました。そういう意見が既に出ているのであれば、それに対応してくださいということかなと思います。

あと、これは1点コメントですけれども、この件じゃなくて、例えば周辺の生活環境とか周辺も含めて、用途地域を書いてくださるようになってわかりやすくなったと思うんです。これはリクエストですけれども、従前がどういう用途だったのか、可能な限りわかっているといいかな。というのは、環境が大きく変わるときに、いろいろあつれきが生じやすいので、従前が、例えば同じ用途だったのかどうかとか、あるいはどういう経緯でこうなったのかということが情報として少しあるとありがたいなと思いますので、これはコメントです。

○宮崎課長代理 資料に可能な限り盛り込むことを検討させていただきます。ちなみにこちらの建物ですが、三晃印刷株式会社のオフィスビルであったという状況でございます。今回の建物の下部分は店舗になりますが、上の部分は従前のおりオフィスビルが入る。ただ、オフィスというだけではなくて、実際印刷業を行っている業者様ということなので、そちらのある程度の機械類が入っていたとは聞いております。

○中西委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 深夜営業について幾つかお伺いしたいんです。今いろいろ社会的にも問題になっておりますけれども、まず従業員の確保ということで、深夜は何人ぐらいで営業なさるのかということと、パート社員、アルバイトを含めてどのような募集で、集まる見込みがあるのかということだとか、その辺の従業員のマネジメントというか、運営方法がどう

なっているのかというのをちょっとお伺いしたいのと、それをなぜ聞きたいかという、営業時間外とか深夜の時間帯の管理で、例えば駐輪場だとかそういうところで、店舗の従業員が巡回をして、深夜の時間帯はやりませみたいなことを書かれているんですけども、実際にそういうことが可能なほどの人員が確保できるのかというところはいかがでしょうか。

○伏見担当課長 申し訳ありません。店舗のマネジメント部分の具体的な計画については届出の中でこちらで求めているものではありませんので、実際に従業員の方を何人募集するかというところについては、把握できていない状況であります。

ただ、駐車場を含めた交通対策等で、従業員にその業務をさせる場合には、当然業務に必要な人員をきちんと確保していただいて、届出どおりの業務をしていただくことが前提になりますので、そこは届け出た内容どおりの業務ができる人員を確保していただくことになろうかと思えます。

おっしゃるように、今、一般的に深夜時間帯の従業員が集まらないようなので、ここも実際にオープンする時に、どういう形で集めて、本当に集まるのかということにつきましては問題になるかと思いますが、立地法の届出に関する部分については、設置者にきちんと履行することを求めていく形になろうかと思えます。

○新田委員 わかりました。よろしくをお願いします。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 先ほどのご質問に、前にどういう建物があったかということをお伺ったんですが、三晃印刷の同じような印刷も兼ねた建物があったということでもよろしいわけですね。高さはどうだったのでしょうか。

○伏見担当課長 従前は8階建てのビルでした。

○吉田委員 そうなんですか。今回4階建てになる……。

○伏見担当課長 4階です。高さは少し低くなっています。

○吉田委員 そうなんですか。8階もあったものを4階にして経営が成り立つわけですか。これは東京のすごくいい場所ですよ。わからないですけどもね。

○伏見担当課長 印刷会社さんの方はオフィスと工場でやっておりますので、そこは印刷会社さんのご判断かなと思えます。

○吉田委員 そうなんですか。だから、体積としては少なくなったということで考えてい

いんですか。

○伏見担当課長 そうですね。

○吉田委員 そうなんですか。ちょっと考えられないですね。では結構です。高さも教えてもらったほうが、情報ですね。前に何が建っていて、どのくらいの高さだったのかというのがあると、光の加減であるとか、周辺環境にどう影響するかということが予測できるので、教えていただけるとありがたいです。今回は低くなったということですね。

○伏見担当課長 はい。

○吉田委員 ありがとうございます。別に条例があるとかそういうことじゃないですね。

○伏見担当課長 当然建築条件に全て合致するように建物は建てておりますので、そこはきちんと法令を遵守した上での建築物になっているということです。

○吉田委員 ありがとうございます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 参考までに教えてください。21ページ、周辺見取図で経路が書かれておりますが、入店経路の店舗南側、日曜、休日午後は自動車は入らないというところが規制解除予定となっております。これはどういう経緯で規制解除予定ということになっているか。あと、この店舗と関連があるのかということをお教えてください。

○伏見担当課長 この店舗の設置に当たりまして、規制を解除するという形で協議が調い、対応するという事になっております。

○岡村委員 これは警視庁との個別協議で、あと地域の方も当然それは合意のもとでというプロセスがあった上でということですね。

○伏見担当課長 はい、そうです。

○岡村委員 わかりました。ちなみに、午後通行禁止を解除というのは、一般にはなかなかすごいことかなとは思いますが、どういう話し合いの中でというのは何かご存じでしたら教えてください。これは多分、児童遊園がここにあるので、そんなことで、子供たちが遊べるようになっていうことがあったのか。いや、全然わかりませんが、何かもしご存じでしたら。

○伏見担当課長 解除してほしいという要望につきましては、町会の方から警察に出ていると聞いております。

- 岡村委員 だから、これは店舗とは別にというか。
- 伏見担当課長 もともここは、地元の方が規制を解除してほしいというご要望があったので、それを踏まえて、協議が調ったということでございます。
- 岡村委員 わかりました。ありがとうございます。
- 松波会長 森本委員、ございますか。
- 森本委員 ありません。
- 松波会長 木村委員、ございますか。
- 木村委員 ございません。
- 松波会長 上野委員、ございますか。
- 上野委員 ございません。
- 松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。
- 一ノ瀬委員 ありません。
- 松波会長 野田委員、ございますか。
- 野田委員 ございません。
- 松波会長 それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 松波会長 それでは、「（仮称）マルエツ水道町店」における三晃印刷株式会社による新設の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、新宿区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定いたします。

#### （４） 「（仮称）稲城小田良ＳＣ計画」の新設について

- 松波会長 最後に、稲城市の「（仮称）稲城小田良ＳＣ計画」における野村不動産株式会社による新設の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。
- 宮崎課長代理 では、審議案件の概要、「（仮称）稲城小田良ＳＣ計画」の新設についてご説明申し上げます。

資料１の１１ページ、１、届出の概要をご覧ください。届出日は平成３０年９月２５

日、設置者は野村不動産株式会社、店舗の名称は（仮称）稲城小田良S C計画、所在地は東京都稲城市大字坂浜、大字平尾（小田良土地区画整理地区内）、小売業者名は未定での届出となっております。

新設する日が平成31年5月26日、店舗面積は4,356平方メートルでございます。当該店舗は傾斜地に立地しておりまして、店舗の入口が各階に設けられているような構造となっております。

駐車場は、店舗1階に211台、店舗2階に41台の計252台分を確保いたします。立地法指針の計算による必要駐車台数の252台と同数となります。駐車場の出入口は、1階西側、2階南側に各1カ所、計2カ所の設置となります。自動二輪車専用駐車場は4台分設置いたします。

駐輪場は、店舗1階の北側に190台、南側に128台、2階南側に7台、3階東側に10台の合計335台分を設置いたします。稲城市自転車等の放置防止に関する条例に基づく必要駐輪台数335台と同数を確保しております。

荷さばき施設につきましては、店舗2階の北側に143平方メートルの施設を設けます。使用時間帯は午前6時から午後10時までとなります。

廃棄物等の保管施設も、店舗2階の北側に設けまして、合計容量22.68立方メートル、指針に基づく排出予測量合計の14.39立方メートルを充足いたします。

開店及び閉店時刻は、午前9時の開店、午後10時30分の閉店、駐車場の利用時間帯は午前8時30分から午後11時までとなります。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗は、京王相模原線「若葉台駅」の東南東約1,000メートルに位置しておりまして、多摩都市計画地区計画小田良地区地区計画における沿道地区B、生活サービス機能を有する施設等の立地誘導を図るエリアに立地いたします。用途地域は第二種住居地域です。南東側、ほぼ南になりますが、こちらは市道を挟んで宅地を造成中、反対の北西側は区画道路を挟み公園予定地及び事業所予定地となっており、南西側は都市計画道路を挟んで住宅及び稲城市立稲城第二中学校が立地、北東側は区画道路を挟んで住宅が立地しておりまして、空き区画も住宅を施工中の状況という周辺環境となっております。周辺の用途地域ですが、南西側の都市計画道路に面した部分のうち、稲城二中区画を除いた箇所は、幹線沿いの立地を生かした活用を図るものとして、第二種中高層住居専用地域となっておりますが、その他はほぼ第一種低層住居専用

地域となっております。

周辺環境に関連しまして、交通関係で一部補足をさせていただきます。委員の皆様には追加資料として送付ご案内をしておりますが、先ほど幹線と申し上げました多摩都市計画道路坂浜平尾線、小田急線の新百合ヶ丘駅方面から連続しておりまして、本地域と同様に、区画整理の進む稲城市上平尾地区から当該店舗沿いを進み、都道19号（鶴川街道）に接続する路線となりますが、こちらにつきましては本来、本施設のオープンと同時期に供用を開始し、地区の交通に寄与する予定となっております。このため、本施設の来退店経路の設定につきましては都市計画道路の開通を見越した計画としており、交通予測につきましても、開通後の周辺交通需要を想定した資料が提出されておりました。しかしながら、目下、工事の進捗に遅延が発生しておりまして、本施設のオープン予定である今春には間に合わず、夏の終わりから秋にかけての供用開始が予定されるような状況となっております。このため、現況の道路状況に基づく来退店経路及び需要予測として追加資料を送付させていただきます。こちらをご参照いただきまして審議をお願いいたします。

3、説明会についてですが、平成30年10月24日（水）午後7時から午後7時30分まで、（仮称）稲城小田良SC計画現場事務所会議室で行われまして、出席者数は11名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、稲城市の意見を平成30年12月20日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、東京都大規模小売店舗立地協会への意見照会の結果ですが、こちらも全て意見なしとなっております。

以上で事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

中西委員、ございますか。

○中西委員 最後に少しご説明がありました都市計画道路の供用開始とのタイムラグが、やはりどうしても気になるころではありまして、特に中学校がありますので、そこに影響が大きいですね。A3の参考資料の入退店経路のところ、まさに中学校の前を通過することで、朝は時間がずれるのかなと思うんですけども、特に帰りの時間とか、そこは少し気になるころです。そこについて何か対策がとられるようなことはあるのでしょうか。

○宮崎課長代理 申しわけありません。こちらのほうについては現在のところ把握しておりませんので、設置者に確認をさせていただきたいと思います。

○中西委員 特に開業直後のしばらくの時期は、お客さんの混み方とかも気になる場所ですし、特に経路がそこのずれの期間にちょうど当たってしまうということもあるので、これは要望として、そこの配慮をぜひしてほしいとお伝えください。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 これは何か名前がすごい仰々しいので、4, 356平米でSCとつけていいのかなとちょっと思っていたんです。この後また少し大きくなるとか、そういうのはあるんでしょうか。4, 356に併設のBとその他の施設を全部合わせても、多分1万ちょいぐらいですか。

○伏見担当課長 延べ床面積はそのくらいになります。

○宮崎課長代理 ただ、こちらの地域は第二種住居地域ということですので、無制限に拡張できるような制限にはなっておりませんので、こちらをさらに拡張というところについての計画は恐らくないものと。

○新田委員 わかりました。こういうのを定義を教えている人間としては、本当にいいのかなと思ったんだけど、別にショッピングセンターとはうたっていないのでいいと思います。そういう意味です。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 ちょっと教えていただきたいんです。図面の21ページにありますところの北側に、第一種低層住居専用地域から道路が出ているところに飛び出し防止柵というのがありと書いてあるんですけども、これはどんなものなんですか。

○宮崎課長代理 公園とかによくあるようなU型というか、手すりというか、そのようなものです。

○吉田委員 その手前にある、飛び出し防止柵の上に横の水平線がずっと描いてあるんですけども、これは何ですか。

○宮崎課長代理 ここは階段です。ここはかなりの崖というか、傾斜地になっておりまして、ここの上の宅地のほうからは階段をおりてくるような高さの違いがございます。

○吉田委員 では、自転車もほぼ通らないと考えていいんですか。

○宮崎課長代理 ここは自転車は通りません。

○吉田委員 飛び出し防止柵というのは……。

○宮崎課長代理 歩行者ですね。お子様とか歩行者の方が道路に飛び出してこないようにという柵です。

○吉田委員 ここは、先ほど最初のご説明で斜面になっている、傾斜地域だとおっしゃっていましたがね。ですから、上が少し高くなっていて、下がってきているということですね。

○宮崎課長代理 はい、そうです。こちらの図面で言いますと、右側の上のほう側、宅地と書かれている部分はかなり高いエリアになっています。

○吉田委員 なるほど。だから、飛び出しの可能性は歩行者とか子供とかが飛び出してくることを。

○宮崎課長代理 そのような想定かと思えます。

○吉田委員 でも、飛び出したら、もう即危ないですね。この道路は、歩行者専用道路はないんですよね。6メートル、どうなっているかわからないんですけども、道路NO.3というのはそれなりの広さがあるんですか。

○宮崎課長代理 幅員6メートルでございますので、さほど広い道というわけではないんです。今回の計画で新しくつけた道路ということになります。

○吉田委員 何か怖いですね。いや、住宅地から子供が飛び出てくる可能性はあるわけで、飛び出し防止柵で注意を喚起しようということですか。

○伏見担当課長 先ほど申し上げたパイプ状のものをきちんと立てて、階段をおりてきて、いきなり前には出られない状況には設置してございますので、そういう意味では、通常の注意を払っていただければ、そのままかけ出して外に出ることは防止できるということだと思います。

○吉田委員 私の感想でございますけれども、中学校がありますね。そうすると、中学生なんていうのは、かえって小学生以上に自転車で、あと、ただの通学時間だけではなくて、中学生ぐらいになると、部活動の後とかというのはかなり暗くなってから自転車でこの周辺を走りますね。ここの階段であれば、そんなに利用するかどうかわからないですけども、周辺の交通の安全性ということに関してはかなり注意が必要かなと思います。

ですので、最初だけでも、当初数カ月でもいいですけども、中学生とかそういう子供たちの交通状況を監視してもらいたいなと思います。何か危なそうであれば、さらなる手



だてを考慮しておいていただいたほうが、もともとちょっと穏やかな場所にこういう大きなものが建ちますと、なじまない、最初が危ないですね。ちょっと何かご注意をお願いいたします。

○伏見担当課長 先ほどのご指摘とあわせまして、学校がございまして、児童生徒に対する安全対策につきましては改めて配慮するよう設置者には伝えたいと思います。

○吉田委員 よろしく申し上げます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 ないといえませんが、入退店経路は、基本的には右折はなしというのは当然で、いろいろことでそういうふうに、ここでもその原則どおりということではありますけれども、何らか住宅地側をわざわざ通しているのは若干気になるのですが、これは恐らく現地を見て、原則どおりと判断されたんだろうと思いますので、いいとは思いますが。なので、結果的には心配は多分余りないのかなと今思いましたというところではあります。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 ありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 先ほどの28ページの予測地点のAのそばにのり面がありますけれども、こののり面はどこに所有なんですか。といいますのは、測点Aというのは、宅地側に測点Aを配置しているんですけども、相手側の敷地境界だとすると、のり面が店のものではなくて、どこか個人がのり面を所有しているのであれば、もっと近い場所に予測地点Aが来るはずだと思うんです。

なおかつ、予測地点Aというのは、環境基準55で、予測結果が54.4というかなり厳しい、昼間の等価騒音レベルになるんですけども、環境基準ぎりぎりという予測地点になりますので、例えば、のり面が宅地側の所有者の人が持っているのであれば、もっと近づいて、昼間の予測結果が環境基準を超えてしまう可能性もなきにしもあらずかなという気がします。

○伏見担当課長 のり面の所有者については、届出時点では把握しておりませんでした。測定地点のとり方では、これで通常の基準に基づくとり方で予測しているところでは受け取っていたんですが、予測の仕方について問題がないということにつきまして、のり面

の所有も含めまして、届出者には確認をさせていただきたいと思います。

○木村委員 それと、この場所は荷さばき車両の走行音とかいろいろな音があると思うんですけども、この予測の中に後退ブザー音ですとか、廃棄物収集車両のアイドリングとかの音が入っております、遮蔽上、無理なところはあるとは思いますが、できるだけ音の出ないような運用方法を考えていただいて、少しでも騒音値が減るような対策を考えてほしいと思います。

○宮崎課長代理 バッグブザー等につきましては、切れるものについては切ると設置者からも説明を受けてございますので、静音については極力努めるように引き続き話をしてまいりたいと思います。

のり面の件ですが、のり面の所有者については、こちらも把握はしておりませんでした。ただ、この高さですが、相当高さの差がございまして、宅地高さからいきますと、実際には、建物の3階相当に直接入る出口を別に右側に設けているぐらいの高低差があるような状況になっております。現状、こちらの宅地の部分は駐車場用途になっております。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ございません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松波会長 それでは、「(仮称)稲城小田良SC計画」における野村不動産株式会社による新設の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、稲城市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定いたします。

以上で本日の議題4件の審議は終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。